

議員提出議案第1号

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	川原口	宏之
	同	山田	耕平
	同	山本	あけみ
	同	増田	裕一
	同	中村	康弘
	同	今井	ひろし
	同	浅井	くにお
	同	脇坂	たつや
	同	くすやま	美紀
	同	小川	宗次郎
	同	横山	えみ

杉並区議会議長 斉藤 常男 様

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条中「区長・教育委員会の委員長・選挙管理委員会」を「、区長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会」に、「説明」を「、説明」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、この条例による改正後の杉並区議会委員会条例第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の杉並区議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(出席説明の要求等)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため、<u>区長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会</u>の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、<u>説明</u>のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求等)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため<u>区長・教育委員会の委員長・選挙管理委員会</u>の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し<u>説明</u>のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>